

令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度新宮町簡易水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,712千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月3日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	69,640	20,712	90,352
	1 一般会計繰入金	69,640	20,712	90,352
	歳 入 合 計	97,138	20,712	117,850

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道費	89,114	20,712	109,826
	1 事業費	89,114	20,712	109,826
	歳 出 合 計	97,138	20,712	117,850

2 歳 入

4 款 繰入金 20,712千円

1 項 一般会計繰入金 20,712千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	69,640	20,712	90,352
計	69,640	20,712	90,352

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 20,712	一般会計繰入金 千円 20,712

3 歳 出

1 款 簡易水道費

20,712千円

1 項 事業費

20,712千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 89,114	千円 20,712	千円 109,826	千円	千円	千円	千円 20,712
計	89,114	20,712	109,826	0	0	0	20,712

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 20,712	変更認可申請書作成業務委託料 千円 20,712